

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 那覇市福祉事務所長 新里博一

審査請求人(以下「審査請求人」という。)が平成28年6月24日に提起した処分庁による生活保護法(以下「法」という。)による保護の申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成28年6月2日付けで処分庁に対して、法第24条に基づき保護の開始の申請を行った。
- 2 那覇市福祉事務所長(以下那覇市福祉事務所職員による場合も含め「処分庁」という。)は、上記1の保護の開始の申請に対し、法第28条第5項に基づき、法による保護の申請却下決定処分(平成28年6月14日那福事保第288284号。以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、平成28年6月24日付けで沖縄県知事に対し本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求人の主張は、本件処分は生活保護法・制度に反して違法であり、必要な医療も受けられず困っており、本件処分の取り消しを求める、というものである。
- 2 処分庁の主張
処分庁の主張は、請求人は長女、長女の夫、孫と同居していることから、同

一世帯として認定されるため、世帯員全員に保護の要否の判定に必要な事項の報告を求めたが、長女、長女の夫、孫は保護を受ける意思はなく、報告を拒否したことから、保護の要件の確認及び要否判定を行うことができず、保護の申請を却下した、というものである。

理 由

1 本件に係る法令等

- (1) 法第10条、第24条、第28条第1項、第28条第5項及び第29条
- (2) 生活保護法施行規則（以下「省令」という。）第1条第2項
- (3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第9
- (4) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営手引」という。）

2 本件処分について

保護の実施機関が、保護の要否を判断し、又は、程度を決定するにあたっては、要保護者の資産及び収入の状況等を把握する必要があるが、法第28条第1項において、保護の実施機関は要保護者に対して資産及び収入の状況等について報告を求めることができることとされていることから、原則として、まずは本人から正確な報告等をさせて的確に状況を把握することが必要である。

一方、資産や収入の状況等については、法第29条に基づく関係先（官公署、金融機関、要保護者の雇主など）への調査を行い、これを根拠として回答を得ることも可能であるから、要保護者から保護の要否を判定し、又は、程度を決定するために必要な情報が得られない場合には、法第29条に基づく関係先調査により、これらの情報を把握することが必要である。なお、適正運営手引によれば、法第29条に基づく関係先調査を行うにあたっては、同意書を徴取し、これを添付することとされているが、この同意書は世帯員個別の署名や押印は必ずしも必要ではなく、世帯主の同意書をもって世帯員の同意があったものと解されている。

以上を踏まえれば、要保護者から法第28条第1項に基づく報告がなされず、法第29条に基づく調査によっても資産や収入の状況等の把握が困難な場合には、要保護者に対して妥当な判断による適正な保護を行うことを不可能にするから、法第28条第5項に基づき保護の開始の申請を却下すべきである。

本件についてみると、処分庁は、法第28条第1項に基づき、長女に対し資産や収入の状況等の報告を求め、又、法第29条に基づく調査に必要な同意書の提出を求めたにもかかわらず、長女がこれに応じなかったために、保護の要否を判定し、又は、程度を決定するために必要な資産及び収入の状況等を把握することができなかったことから、法第28条第5項に基づき、保護の開始の申請

を却下すると決定している（弁明書3の(1)及び(2)並びに4の(2)）。

しかしながら、法第28条に第1項に基づく報告の求めによって資産及び収入の状況等を把握することができなかつたとしても、処分庁は、法第29条により、これらを把握するために必要な調査を行うことができるのであるから、これを尽くすべきであった。

なお、法第29条に基づく調査に必要な長女らの同意書については、処分庁が長女に提出を求めたにもかかわらずこれを拒否されているが、法第29条に基づく調査に必要な同意書は、世帯主の同意書のみをもって行い得るものである。そして、処分庁から提出のあった証拠書類（面接記録表、ケース診断会議録等）から処分庁は審査請求人を世帯主としていること、通常、保護の開始の申請時には申請者である要保護者から同意書の徴取を行うものであること、仮に処分庁が審査請求人から保護の開始の申請時に徴取していなかつたとしても、保護を受けたいとする審査請求人からはその後に容易に同意書を徴取できると考えられることから、審査請求人の同意書により、法第29条に基づく調査を行うべきであった。

よって、処分庁が、法第29条に基づく調査を尽くさないままに法第28条第5項に基づき本件処分を行ったことは、法に照らし不当であったと認められる。

3 審査請求人が保護申請に至るまでの処分庁の対応について

法第10条は、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。これは各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、したがって、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のいる特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからである。もちろん、世帯単位の原則は保護の実施のための原則にとどまるものであり、生活保護法上の請求権は個々の困窮者が有するのであるから、保護申請は要保護世帯員のいずれもが行うことができるものである。

なお、省令第1条第2項は、保護の開始の申請意思が表明されているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないと規定し、次官通知第9は、申請権の侵害しないこと及び侵害していると疑われるような行為を慎むことと規定している。

また、適正運営手引は、保護の要否の判定に必要な書類（同意書等）が揃わない場合であっても申請書は受理し、申請から保護の決定を行うまでの間に、極力速やかに提出するよう求めることとしている。

本件についてみると、平成28年2月24日に行われた保護の相談において、保護の申請は、原則として世帯単位でなければならないと誤った説明をしていることが認められる（弁明書3の(1)）。保護申請は要保護世帯員のいずれもが行うことができるものであるから、この処分庁の対応については、審査請求人の保護の申請権を侵害したものと看做されるを得ない。

なお、処分庁は、審査請求人の希望により申請書類4人分を交付したとしているが、これは、家族の了解がなければ保護の申請ができないと思わせる誤っ

たものであり、保護の申請権を侵害していると疑われるような対応である。審査請求人が保護の申請のために来所している以上、申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならない、この場合に必要な対応とは、保護申請書の記入を助け、審査請求人に保護の申請書の提出をさせることであつたと言える。保護申請書以外の書類（同意書等）が揃わない場合であつても申請書は受理する必要があること、同意書等は保護の決定までに提出させればよいこと、審査請求人が保護申請するかどうか検討を要する事情は見当たらないことから、処分庁が、審査請求人に保護申請をさせずに申請書類を持ち帰らせた対応は不適切なものであつたと言わざるを得ない。

また、その他審査請求人が保護申請に至るまでの対応についても、申請権を侵害し、あるいは侵害していると疑われるような行為が散見されることから、処分庁は、このような対応を改め、適切な面接相談に努められたい。これは、本件に限らず、その他の保護の相談者についても同様である。

4 結論

以上のとおり、主文が審理員意見書の結論と異なることとなつたが、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年11月25日

審査庁 沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦崎唯昭

